

品川区民生・児童委員協力員事業実施要綱

制定	平成２０年４月１日	要綱 第 ３５号
改正	平成２７年３月３１日	要綱 第２９３号
改正	平成２９年４月１日	要綱 第 ７９号
改正	令和４年１０月１８日	要綱 第２２４号
改正	令和５年３月２９日	要綱 第 ４３号
改正	令和７年７月２５日	要綱 第１８６号
改正	令和８年８月１８日	要綱 第２０２号

（目的）

第１条 この要綱は、東京都民生・児童委員協力員事業実施要綱（平成１９年１０月１日福保生地第９７７号）に基づき、委嘱する民生・児童委員協力員（以下「協力員」という。）に対し、品川区が依頼する業務の内容その他必要な事項について定めるとともに、本事業の推進をもって品川区内の地域福祉の向上を図ることを目的とする。（業務等）

第２条 協力員の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 品川区高齢者相談員設置要綱（昭和５３年１２月１９日制定）に基づく品川区高齢者相談員としての業務。
- (2) 品川区と品川区社会福祉協議会が依頼する業務で民生・児童委員活動を補助するものとして適切な業務。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた業務。

（責務）

第３条 協力員は、区長が交付する業務依頼書の内容に基づき、各地区協議会会長の指導のもとに活動する。

- ２ 協力員は、業務を行うに当たっては、品川区および各地区協議会との連携を図るため、基本的に地区協議会会議等に参加するものとする。

（個人情報の保護）

第４条 協力員は、その活動において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。協力員でなくなった後においても、同様とする。

- ２ 協力員は、業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等の趣旨にのっとり、個人情報を適正に取り扱われなければならない。

（任期）

第５条 協力員の任期は４月１日から翌年３月３１日までとする。ただし、補欠の協力員の任期は、前任者の残任期間とする。

（候補者の選出）

第６条 協力員の選出については、民生・児童委員の欠員となった区域について、その区域に属していた民生・児童委員のＯＢを対象とすることを原則に、協力員事業に意

欲のある者を区長が推薦し、これに基づき、東京都知事が委嘱する。

2 協力員の推薦に当たって、区長は、各地区協議会からの推薦を受け、区会長協議会の意見を聴いて決定するものとする。

3 前項に定める各地区協議会の推薦にあたっては、当該地区の町会・自治会からの推薦を妨げるものではない。

(配置数)

第7条 協力員の各地区協議会ごとの配置数は、区会長協議会と協議のうえ、区長が決定する。

(活動費)

第8条 協力員には、都知事が定める支給基準額に、23,000 円を加算した金額を活動費として支給する。

(解嘱)

第9条 区長は協力員が自己の都合により辞退を申し出たときのほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、東京都知事に具申を行い、解嘱の手続きができるものとする。

(1) 業務の遂行に支障があり、活動が困難となった場合。

(2) 業務を著しく怠り、または業務上の義務に違反した場合。

(3) 民生・児童委員および協力員の活動を妨げ、または信用を失墜させるような非行があった場合。

(研修)

第10条 品川区は、協力員がその業務を適切に遂行できるよう必要な研修を行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

付則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、令和4年12月1日から適用する。

付則 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。